

座標補正・標高補正ソフトウェアを用いた 公共基準点成果改定の業務支援

東北地方太平洋沖地震による地殻変動で、あなたの街に設置されている公共基準点の位置が大きく変化しています。このままだと、復興事業や防災事業の計画・実施に支障を来します。計画的な未来のまちづくりや防災対策を推進するため、基準となる公共基準点の成果の改定が必要です。

測量関係7団体で構成する「東日本大震災復興測量支援協議会（復興測量支援協議会）」は、東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法適用市町村について、公共測量成果改定マニュアル（平成20年4月国土交通省国土地理院作成）に基づく公共基準点成果の改定の発注業務を支援いたします。

《東日本大震災復興測量支援協議会》

社団法人 日本測量協会

一般社団法人 日本測量機器工業会

一般社団法人 全国測量設計業協会連合会

公益財団法人 日本測量調査技術協会

日本土地家屋調査士会連合会

社団法人 日本地図調製業協会

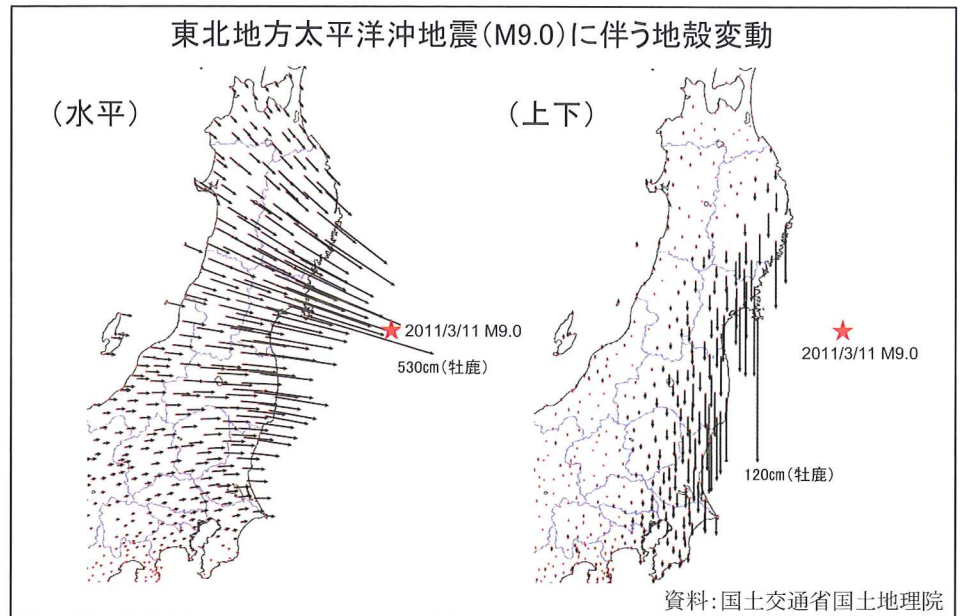
電子基準点を利用したリアルタイム測位推進協議会

後援 国土交通省国土地理院

■最大で水平方向に5.3m、上下方向に1.2m移動

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、最大で水平方向に5.3m、上下方向に約1.2mという極めて大きな地殻変動が観測されました。

（右図は、島根県にある電子基準点「三隅」が地震前後で動いていないと仮定して計算されたものです。）



■復興事業を推進するため、早急な公共基準点成果の改定が必要です。

平成23年10月、国土交通省国土地理院は、東北地方太平洋沖地震に伴い、大きな地殻変動が観測された地域の三角点及び水準点の現地測量結果を基に、約43,000点の三角点及び約1,900点の水準点の成果を改定し、地震に伴う地殻変動の補正パラメータを公表しました。

被災地の復興事業・防災事業を計画的に推進するためには、新しい成果に基づいて各種公共測量を行うことが必要です。そのため、市町村は自らが保有する公共基準点成果を早急に改定する必要があります。

◆市町村が行う座標補正・標高補正ソフトウェアを用いた公共基準点成果改定の発注業務を支援いたします。（無償）

復興測量支援協議会は、東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法適用市町村（東京都を除く）が行う座標補正・標高補正ソフトウェアによる公共基準点成果改定の発注業務のうち、以下の業務を無償で行います。

- 公共測量実施計画書の作成支援
- 仕様書の作成支援
- 外注費積算書の作成支援

業務支援は、平成24年8月10日（金）～平成25年3月29日（金）までとさせていただきます。実務は、復興測量支援協議会構成団体である(社)日本測量協会が担当します。

◆公共基準点成果改定の業務支援の流れ

測量計画機関（市町村）

- ◆管内の公共基準点成果の管理状況等を調査後、支援要望書を復興測量支援協議会へ提出

復興測量支援協議会

- ◆測量計画機関と業務支援について打合わせ
- ◆公共測量実施計画書等の作成

測量計画機関（市町村）

- ◆測量法36条に基づく公共測量実施計画書の提出
- ◆予定価格の作成
- ◆公共基準点成果改定業務の発注・監督・検査の実施

◆問い合わせ先

東日本大震災復興測量支援協議会事務局 メール：shien@geo.or.jp

〒173-0004 東京都板橋区板橋1-48-12 社団法人日本測量協会測量技術センター内 電話 03-3579-6839

社団法人日本測量協会 測量技術センター 東北支所内 復興測量支援センター

〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1-6-6 ソキア・トプコン仙台ビル 電話022-297-2683